

令和6年第10回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年10月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和6年10月10日(木) 午後2時58分

3 場所 総合福祉センター2階 技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理(農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 定井 正雄(会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正(会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

高尾 郁夫	永野 直樹	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次
長代 悦和	大月 泉			

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝	次長 岡中 芳浩	主任 吉川 剛史	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

3番委員 5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第40号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について

報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第32号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和6年第10回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が7名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、審議の進め方について申し上げます。まず、議案第37号から議案第39号について、農地担当の秋山委員に審議をお願い

いします。その後、議案第40号について農政担当の林委員に審議をお願いします。その後、報告第29号から報告第32号を農地担当の秋山委員にお願いいたします。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくをお願いいたします。

【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第37号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

なお、45番、下倉の件については、取下げとなっております。また、50番、奥坂の件ですが、受人の耕作面積が0となっておりますが、正しくは3,668平方メートルです。あと53番、福谷の件ですが、福谷●●と福谷●●の2筆については、削除という事で修正をお願いします。

【受付番号46番】

(農地担当) それでは46番、原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、申請地は受人の自宅のすぐ近くです。受人は、現在野菜作りに励んでいる方で、農機具もそろっているので問題ないと思います。ご審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。46番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、46番は許可されました。

【受付番号47番、56番】

(農地担当) 続きまして47番、久代の件につきまして、56番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員) この案件ですが、8月総会で審議した農地ですが、荒神様の共有ということで5人の共有名義で所有をしており、全員亡くなっています。相続手続きが出来た渡人から手続きをしていくという事で、この度、47番と56番の案件となりました。受人がこの農地の5

分の1ずつを譲り受けようとする申請です。受人は、50年以上この農地を耕作されてきました。相続が出来次第、すべてを受人が所有していく予定です。受人は、息子とこの農地を管理していたという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) 竹内委員、補足はありますでしょうか。

(竹内委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番、56番は許可されました。

【受付番号48番、49番】

(農地担当) 続きまして48番、日羽の件につきまして、49番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳しくは大月委員からお願いします。

(農地担当) それでは、大月委員お願いします。

(大月委員) これらの案件ですが、いずれの受人も自宅からすぐ近くの農地を取得するという案件です。今までもそれぞれ受人が管理していて、この度正式に手続きをするという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当) 続きまして50番、奥坂の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、渡人が市外に住んでいて管理できないという事で売却を望んでいたところ話がまとまったという事です。受人は、息子と一緒に農業をやっており農機具もトラ

クター3台、コンバイン2台、田植え機1台と所有しており、2トントラックも所有しています。通作距離は結構ありますが、農機具を2トントラックで運搬して耕作するという事です。しっかり農業をやってくれると思いますので、地元としては問題ないと思います。審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、50番は許可されました。

【受付番号51番】

(農地担当) 続きまして51番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、受人は、この農地のすぐ隣にある会社を経営している方です。今後は、野菜を植えていく予定で、農機具については知人から譲り受ける予定で、順次揃えていくそうです。現在この農地は、石などが入っており耕作できる状態ではありませんが、現在耕作できるように石を取り除いています。しっかり農業をやったださると思うので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) 確認しましたが、受人は石を取り除くことから始めていました。一生懸命、努力をされているので農地として復活すると思います。地元としては喜ばしい事だと思います。よろしくをお願いします。

(農地担当) 受人の住所地である担当委員から何か意見はありますか。

(大月委員) 受人は、すでに管理機を所有していました。問題ないと思います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番】

(農地担当) 続きまして52番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員) この案件ですが、受人は農業をしながら過ごしていきたいという事で、この度、住宅とそれに付随する農地を取得するという事です。受人は、以前住んでいたところで農業経験が10年ほどあり、農機具も一式ございます。今後は、野菜を育てていくということで地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号53番】

(農地担当) 続きまして53番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、受人は、農地付き空き家を探していたところ、希望の物件があったということで申請に至りました。今後は、家族3人で農業をして野菜や果樹を作付けしていくそうで、農業を楽しんでいきたいという事です。周辺農地の傾向についても理解をされており、覚悟を持って農業を始めたいという決意が感じられましたので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 大森委員、補足はありますでしょうか。

(大森委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。53番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件ですが、地元としては問題ないと思いますが、詳細は高尾委員からお願いします。

(農地担当) それでは高尾委員、お願いします。

(高尾委員) この案件ですが、渡人が農地を管理できなくなったということで、知人に無償で譲ると

ということです。受人の息子が総社に家を建てる予定があり、息子と一緒に桃の作付けをしていきたいという事です。息子が総社に帰るまでは、受人の会社の従業員と一緒に作付けをしていくそうで、地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

(農地担当) 続きまして55番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件ですが、受人と渡人が同じ割田になっていて、この度、受人がこの区画を一括管理するということで申請に至りました。地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) 受人は、他地区に農地を所有しており、確認をしていただいておりますが、何か意見はありますか。

(5番委員) 問題ありませんでした。

(15番委員) 問題ありませんでした。

(11番委員) 問題ありませんでした。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号57番】

(農地担当) 続きまして57番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件ですが、渡人が高齢になり管理できなくなったという事で、受人にお願いするという案件です。受人は、親と一緒に農業をやって来られた方で申請地の隣に住んでおり、

農機具については、親の所有する農機具を使用することから、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。５７番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、５７番は許可されました。

【受付番号５８番】

(農地担当) 続きまして５８番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(１４番委員) この案件ですが、受人の自宅のすぐ前の農地を取得するという事です。受人は、耕作面積が０となっていますが、親と一緒に農業をしてきており農業経験はある方です。農機具は親の所有する農機具を借りて耕作をするということで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

(農地担当) 長代委員、補足はありますか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。５８番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、５８番は許可されました。

【受付番号５９番、５条４３番】

(農地担当) 続きまして５９番、富原の件につきまして、５条の４３番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まず、現地調査の報告をお願いいたします。

(６番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が畑、南が畑、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(７番委員) この案件ですが、受人が空き家と農地を購入するという案件です。まず、５条の件です

がこの部分は、隣接する空き家への進入路として、手続きを経ずに以前から使用していました。排水など周辺営農に支障がありませんので、問題ないと思います。3条の件ですが、進入路の残地の農地です。今後はそこを畑として利用をしていくそうで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますでしょうか。

(澁江委員) この農地は、宅地に囲まれた農地ですので、この宅地を購入する受人が管理してもらうのが一番だと思います。地元としては問題ありませんのでよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件についてですが始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、59番、5条43番は許可されました。

【受付番号60番、5条46番】

(農地担当) 続きまして60番、長良の件につきまして、5条の46番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まず、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員) この案件ですが、農地付き空き家を購入するという案件です。まず5条の件ですが、ここはすでに住宅の一部が建っており、是正案件です。周辺営農に支障がないので問題ありません。3条の件ですが、その宅地の隣にある農地で、畑として家庭菜園をしていくそうで、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

(農地担当) 永野委員、補足はありますでしょうか。

(永野委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件についてですが始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、60番、5条46番は許可されました。

【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第38号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) **【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号7番】

- (農地担当) それでは、7番、南溝手の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (6番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (13番委員) この案件ですが、北側に倉庫が建っていますが、その倉庫の敷地を拡張するという事ですが、周辺営農に支障はありませんので、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

【議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第 39 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について、
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号 39 番】

(農地担当) それでは、39 番、上林の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2 番委員) 申請地ですが、隣接する宅地に入る進入路としての利用です。用水、排水、土砂流出等、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われしますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第 2 種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(大森委員) この進入路は、どこに入るためのものですか。

(2 番委員) 上林●●にある宅地に入るための進入路となります。

(農地担当) 他に、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。39 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、39 番は許可されました。

【受付番号 40 番、41 番】

(農地担当) 続きまして、40 番、岡谷の件について、41 番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告と説明をお願いいたします。

(6 番委員) 周辺の状況ですが、40 番については、東が畑、西が宅地、南が田、北が宅地です。
41 番については、東が田、西が宅地、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。続いてこの案件について説明をいたします。まず 40 番ですが

現在の診療所が手狭になり、増設したいとの事で転用申請に至りました。用水は東にあり問題ありません。排水、日照通風、土砂流出については、現地で被害防除計画及び土地利用計画図を確認しましたが問題ありません。41番については、この排水路として利用するものです。既存水路に接続するということで、問題ありません。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として既存の敷地拡張という事で適用しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、40番、41番は許可されました。

【受付番号42番】

(農地担当) 続きまして、42番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員) 申請地ですが、十字路と宅地に囲まれた農地です。この宅地に住む家族の駐車場が手狭になり拡張をするという申請です。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。42番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、42番は許可されました。

【受付番号 4 4 番】

(農地担当) 続きまして、4 4 番、新本の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6 番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が道路、南が道路、北が山林です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 4 番委員) この案件ですが、すでに農業用倉庫が建っております。周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) 長代委員、補足はありますでしょうか。

(長代委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。3 9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、3 9 番は許可されました。

【受付番号 4 5 番】

(農地担当) 続きまして、4 5 番、長良の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(6 番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が道路、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1 3 番委員) この案件ですが、自宅の駐車スペースが少なくなり、自宅に隣接するこの土地を譲り受けたという事で申請がありました。すでに地上げがされていますが、周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われますので、どうぞご審議ください。

(農地担当) 永野委員、補足はありますでしょうか。

(永野委員) 補足はありません。よろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件については、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

す。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。４５番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、４５番は許可されました。

【議案第４０号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について】

(農政担当) それでは、議案第４０号、総社市就業奨励金の交付に伴う意見について審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【議案第４０号 総社市就業奨励金の交付に伴う意見について説明】**

(農林課) **【議案内容説明】**

(農政担当) ただ今、説明がありました対象者１名について審議したいと思います。何かご意見のある方はいらっしゃいますか。地元委員さん、補足説明がありましたらお願いします。

(６番委員) この方は、果樹の営農指導をされていました。昨年脱サラをして宿で桃の専業農家になられた方です。現在は、吉備路もも組合に所属しており、若手のリーダーとなって活躍をされています。これから地域を担う重要な農業の担い手になっていくと思いますのでよろしくお願いいたします。

(農政担当) 他に何か質問や意見はありますか。

(委員) なし。

(農政担当) それでは、お諮りいたします。総社市就業奨励金交付要綱第５条における総社市農業委員会の意見としては、適当であるとの回答をすることとしてよろしいか。

(委員) よろしい。

(農政担当) それでは、農業委員会の意見として適当であると回答をいたします。

【報告第２９号 農地法第３条の３の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第２５号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) **【報告第２９号 報告書について朗読】**

【報告第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第30号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第30号 報告書について朗読】

【報告第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第31号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第31号 報告書について朗読】

【報告第32号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第32号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第32号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 31ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(主任) 31ページ合意解約の13番ですが、借受人に誤りがありましたので、修正をお願いします。正しくは、住所が●●で氏名が●●の方です。

(農地担当) 議案の修正をお願いします。以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することいたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が15件、4条関係が1件、5条関係が8件でございました。また、総社市就業奨励金の交付に伴う意見につきましては、適当であると回答させていただきます。以上で、日程第3についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時58分